

**被災地域情報化推進事業**  
**(情報通信技術利活用事業費補助金)**  
**交付要綱 概要**

---

平成24年3月  
総務省

## 1. 目的（第2条）

特定地方公共団体等に対し、情報通信技術利活用事業に要する経費の一部について補助することにより、特定地方公共団体が抱える課題を情報通信技術の利活用を通じて効率的・効果的に解決し、もって被災地域の復興を促進することを目的とする。

## 2. 補助金交付対象者（第2条）

補助金交付対象者は、次の表に掲げる特定地方公共団体等。

特定地方公共団体等	
1. 特定地方公共団体※	東日本大震災復興特別区域法第4条第1項の特定地方公共団体
2. 連携主体	補助金に係る事務の処理をその代表となる地方公共団体に委任をして実施することを約した特定地方公共団体を含む複数の地方公共団体

※一部事務組合及び広域連合を含む。

## 3. 補助対象事業（第3条、第4条、第5条）

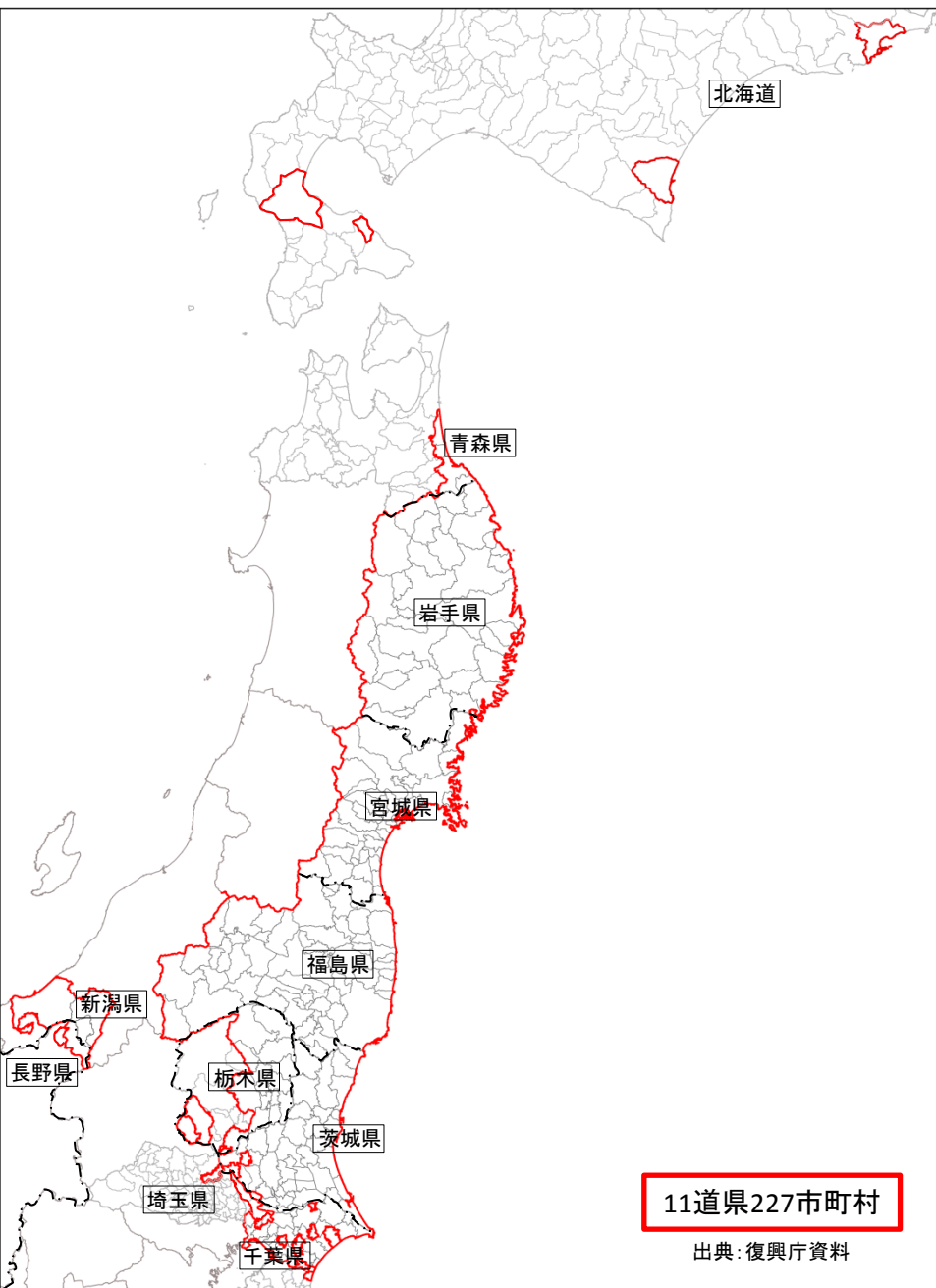
以下の4事業に対して、補助対象経費の3分の1に相当する額を予算の範囲内で補助。ただし、交付決定の額は、一件あたり100万円を下限とする。

(1) 東北地域医療情報連携基盤構築事業

(2) ICT地域のきずな再生・強化事業

(3) 防災情報連携基盤構築事業  
(災害に強い情報連携システム構築事業)

(4) 被災地域ブロードバンド基盤整備事業



11道県227市町村

出典：復興庁資料

※対象地域については、補助事業毎に個別に条件が付されている場合がある。

- 北海道：鹿部町 八雲町 広尾町 浜中町  
青森県：八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町  
岩手県：県内全市町村  
宮城県：県内全市町村  
福島県：県内全市町村  
茨城県：水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市  
龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市  
北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひ  
たちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市  
筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市  
神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉  
市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町  
美浦村 阿見町 河内町 利根町  
栃木県：宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市  
大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市  
那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町  
高根沢町 那須町 那珂川町  
埼玉県：久喜市  
千葉県：千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市  
成田市 佐倉市 東金市 柏市 旭市 習志野市  
八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市  
匝瑳市 香取市 山武市 酒々井町 栄町 神崎町  
多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 横芝光  
町 白子町  
新潟県：十日町市 上越市 津南町  
長野県：野沢温泉村 栄村

## 4. 補助事業（第3条）

補助事業は、交付要綱第3条各号に規定する以下の4事業とする。

事業名	事業概要	スキーム
1 東北地域医療情報連携基盤構築事業	<p>岩手県、宮城県又は福島県における、<u>地域の中核的医療機関、診療所、薬局、介護施設等の保有する患者や住民の医療・健康情報を、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤を構築し、医療従事者等の関係者や本人による必要な情報の共有を可能とするとともに、医療機関間の遠隔相談、遠隔健康管理による健康指導等ができる仕組みの整備に関する次のいずれかの事業</u></p> <p>ア 特定地方公共団体等が上記仕組みを整備する事業</p> <p>イ 特定地方公共団体等が、法人又は協議会等(※)が行う上記仕組みを整備する事業に対して、別表に掲げる経費を助成する事業</p>	直接補助 又は間接補助
2 ICT地域のきずな再生・強化事業	<p>特定地方公共団体等が、<u>避難住民等と避難元市町村とのきずなの維持及び避難住民等の一体感の醸成を図るため、避難住民等に対する行政情報等の提供等に必要な情報通信環境を構築する事業</u></p>	直接補助
3 防災情報連携基盤構築事業 (災害に強い情報連携システム構築事業)	<p>特定地方公共団体等が行う次のいずれかの事業であって<u>全国の他地域が自主的に取り入れるような成果を得ることのできるもの</u></p> <p>ア <u>災害関連情報を一元的に管理し情報の共有化を図るための機能や、防災警報等地方公共団体から住民に提供すべき情報を、多様なメディアに一括配信する機能を有する情報通信環境を構築する事業</u></p> <p>(イ 平成24年度予算では補助対象外)</p>	直接補助
4 被災地域ブロードバンド基盤整備事業	<p>特定地方公共団体等が、当該特定地方公共団体が定める復興計画に基づき新たに流出地域の復興に係る居住地を整備する地域において、<u>民間事業者の投資による整備が困難な場合に、光ファイバ網等の超高速ブロードバンドを提供するために必要な設備を整備する事業</u></p>	直接補助

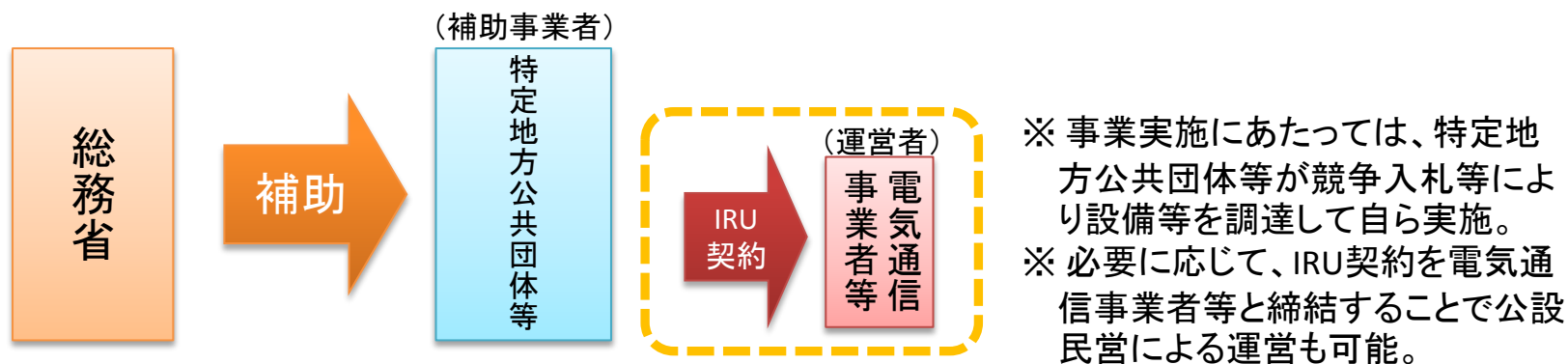
※協議会等とは、交付要綱第3条第1号イにおいて、「民間企業等から構成される組織若しくは団体で、代表者の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有するもの」と定義。

## 5. 執行スキーム（第3条）

以下の2つの執行スキームを予定。

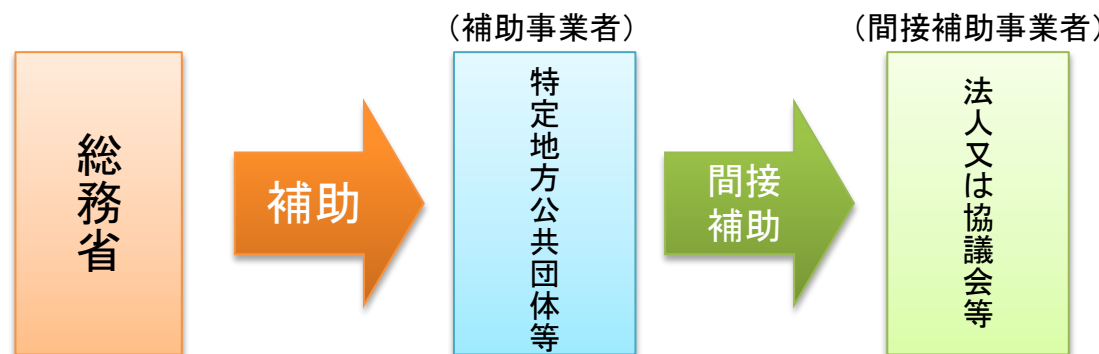
ア 補助事業者である特定地方公共団体等自らが事業を実施する場合（直接補助）

対象：4事業



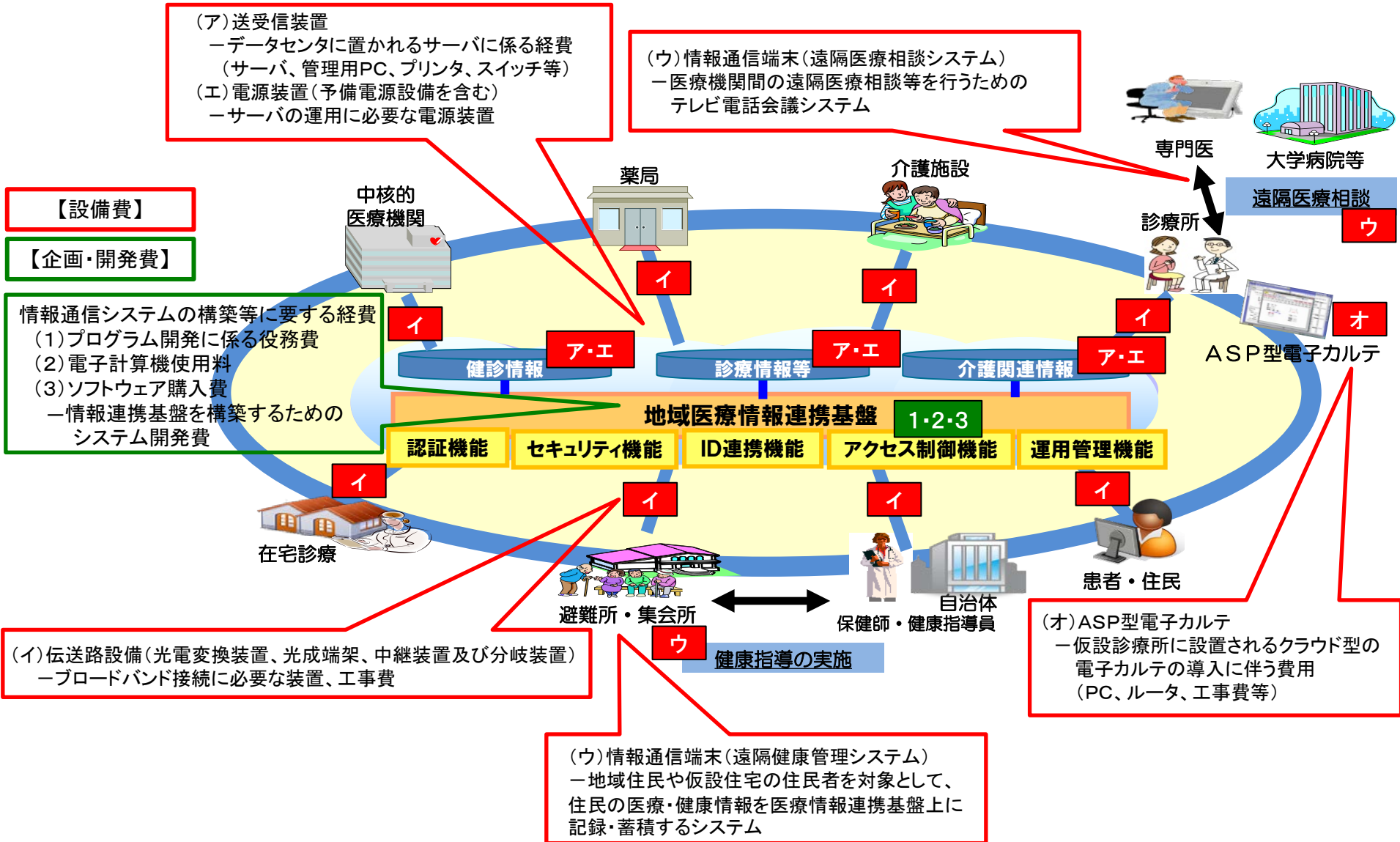
イ 補助事業者である特定地方公共団体等が、法人又は協議会等である間接補助事業者に対して補助を行い事業を実施する場合（間接補助）

対象：東北地域医療情報連携基盤構築事業



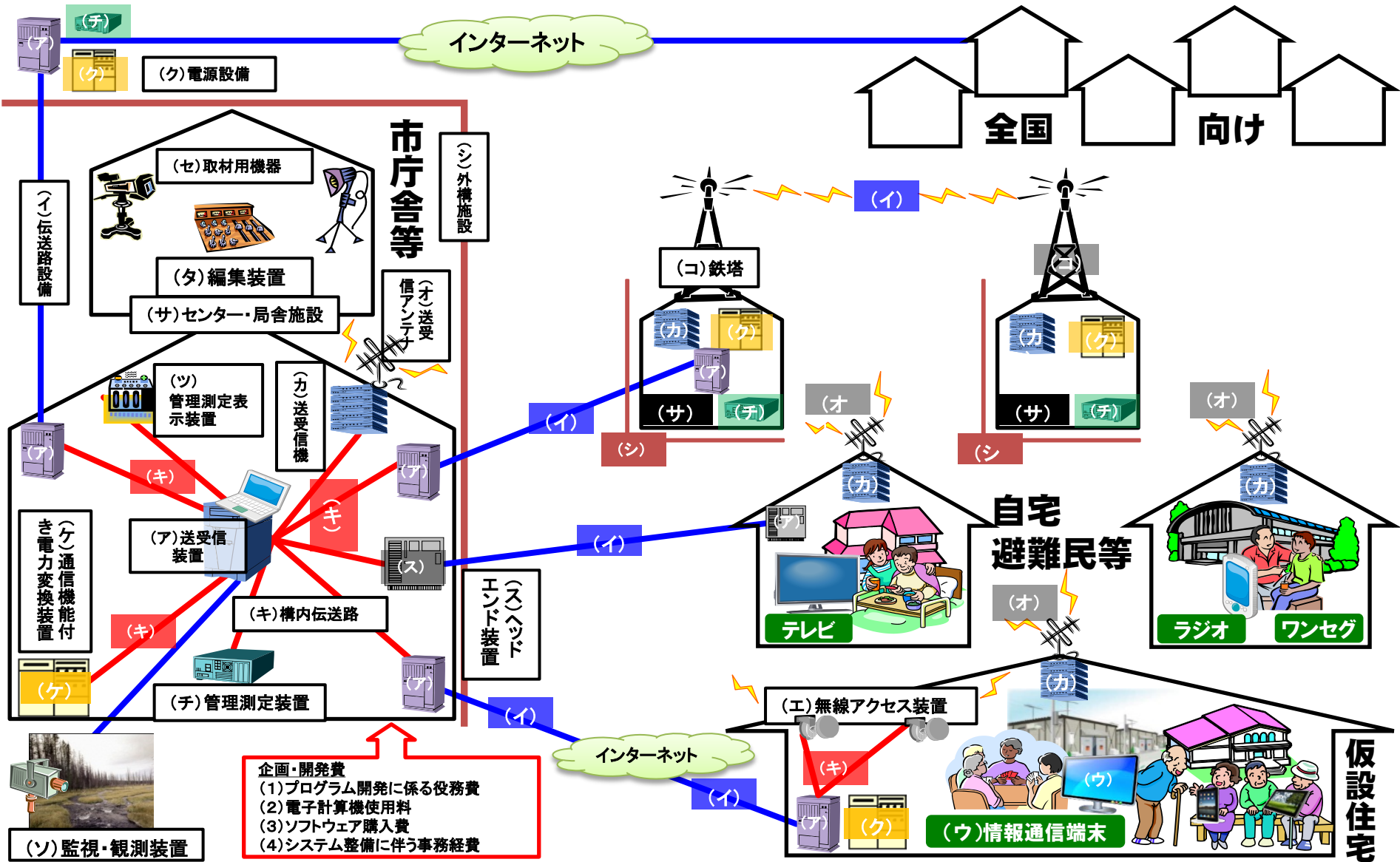
## 6. 補助対象経費・システム構成図（別表）

### (1) 東北地域医療情報連携基盤構築事業



## 6. 補助対象経費・システム構成図 (別表)

### (2) ICT地域のきずな再生・強化事業



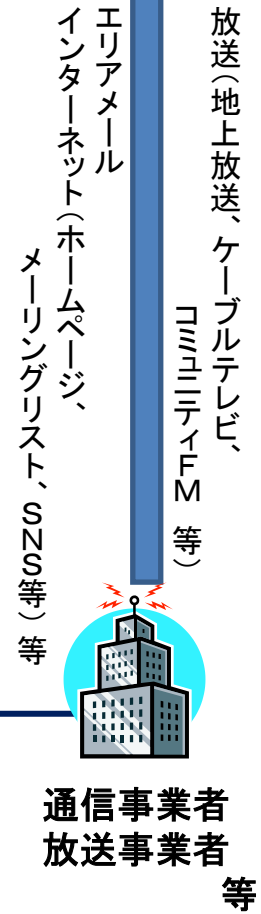
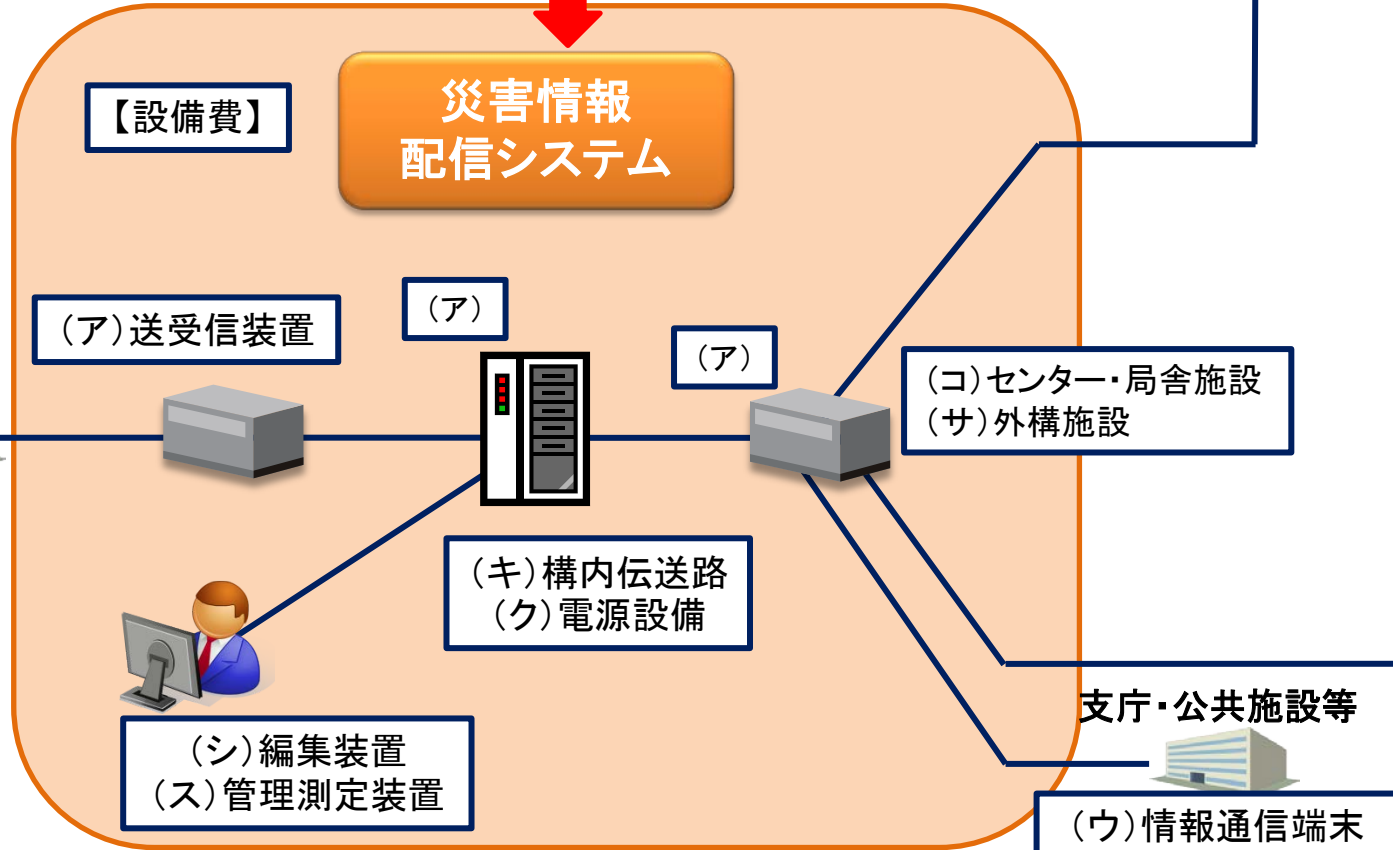
## 6. 補助対象経費・システム構成図（別表）

### (3) 防災情報連携基盤構築事業 (災害に強い情報連携システム構築事業)

- 【企画・開発費】
- (1) プログラム開発・役務費
- (2) 電子計算機使用料
- (3) ソフトウェア購入費
- (4) システム整備に必要な事務経費



災害・防災  
関連情報





## 6. 補助対象経費・システム構成図（別表）

### (4) 被災地域ブロードバンド基盤整備事業

